# 平成２６年度第一回定期監査結果報告書

地方自治法第１９９条第 1 項、第３項、第４項及び南関町監査委員に関する条例第２条第 1 項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

記

１．監査の期日

平成２６年７月８日から７月２４日までの間において、１０日間にわたり別表「監査の実施日程」のとおり実施した。

１．監査の対象

（１）事項及び範囲

（ア）平成２５年度決算状況及び諸帳簿の整理状況について

（イ）平成２６年度予算執行計画及び実施状況について

（ウ）施設の管理状況について

（エ）その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

（２）提出資料

（ア）平成２５年度執行状況に関する調べ（様式１号、様式２号）

（イ）職員の配置及び事務分担表（様式３号）（平成２６年７月１日現在）

（ウ）職員の現員調べ（様式４号）（平成２６年７月１日現在）

（エ）平成２６年度主な事務事業の年間計画とその執行状況調（様式５号）

（オ）平成２５年度予算の流用・充用に関する調（様式６号）

（カ）収入未済額（滞納状況調）（ただし、該当する課のみ）

３．監査の重点

（１）歳入、歳出は適正に事務処理されているか

（２）予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか

（３）関係諸帳簿は、整理されているか

（４）施設の管理運営は適正にな

されているか

（５）職員の配置及び事務分担が適正になされているか

４．監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では、「収入未済の理由」、歳出については、「執行率が８５％に達していない科目の理由」、また、「流用、充用に至った理由」について等別添資料により詳細な説明を受けた。

併せて、平成２６年度の主な事務事業の年間計画とその執行状況の説明を受けた。

５．監査の結果

今回実施した定期監査の結果は、予算の執行を含め、関係諸帳簿とも概ね良好な事務処理がなされていると認められた。

平成２５年度は、国の経済は金融財政政策等により景気回復に向かいつつあるものの、社会保障費の増加等国の財政状況は厳しさの一途にある。町の財政も厳しい状況下にあ

るが健全な運営がなされている。

（１）共通的事項

①予算の執行状況について

平成２５年度第二回定期監査において、平成２５年４月から１２月執行分については監査が終了していたので、今回は、１月から３月執行分を重点的に監査し、かつ、決算状況を監査したが、概ね良好に執行されている。

（２）収入、支出事務

①町税等町徴収金及び明許繰越充当財源分を除いて、各科目とも100％の収納率である。

②滞納金の整理について

平成２５年度末における収入未済額（現年分及び滞納繰越分）は、次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町税 | 1,172 件 | 37,250,721 円 | （対前年比 23.9％減） |
| 国民健康保険税 | 634 件 | 59,225,634 円 | （対前年比 13.7％減） |
| 公営住宅使用料 | 28 件 | 3,418,340 円 | （対前年比 26.6％減） |
| 定住促進住宅使用料 | 4 件 | 1,021,680 円 | （対前年比 131.8％増） |
| 駐車場使用料 | 15 件 | 7,650 円 | （対前年比 171.9％増） |
| 専用水道使用料 | 44 件 | 135,370 円 | （対前年比 32.6％減） |
| 下水道使用料 | 315 件 | 1,096,670 円 | （対前年比 12.2％減） |
| 浄化槽使用料 | 96 件 | 372,880 円 | （対前年比　0.01％減） |
| 児童福祉費負担金（保育料） | 418 件 | 4,961,120 円 | （対前年比 15.1％減） |
| 介護保険料 | 292 件 | 2,094,213 円 | （対前年比 55.5％減） |
| 後期高齢者医療保険料 | 11 件 | 177,800 円 | （対前年比 12.8％減） |
| 計 | 3,029 件 | 109,762,078 円 | （対前年比 19.0％減） |

担当課において、滞納徴収の努力の結果、滞納額の減少に至っているところであるが、滞納額は依然として高額であり徴収体制をさらに強化し、各課が連携しそれぞれの滞納額の減少に努められたい。

町民の町徴収金の公平、公正な納付という見地からも、また、貴重な自主財源でもあるので、より一層の徴収率の向上を図る必要がある。

① 不能欠損について

町税（国民健康保険税）等の不能欠損が下記のとおり多額に行われたことについては、やむを得ない理由があるものと思料されるものの、納税相談や実態調査を強化して、時効中断等法的措置を十分行い、安易に不能欠損処理に至らないよう努めるべきである。

ⅰ　地方税法第 18 条第 1 項（消滅時効：時効 5 年）の規定に基づくもの

・町税　44 件　557,404 円（対前年比 53.0％減）

・国民健康保険税　16 件　947,992 円（対前年比 71.5％減）

ⅱ　地方税法第 15 条の 7 第 4 項（執行停止：時効 3 年）の規定に基づくもの

・町税　　22 件　　176,240 円（対前年比 78.7％減）
・国民健康保険税　24 件　　2,675,791 円（対前年比 62.4％減）

ⅲ　地方税法第 15 条の 7 第 5 項（即時消滅）の規定に基づくもの
・町税　　15 件　　4,424,445 円（対前年比 3,481.0％増）
・国民健康保険税　 1 件　　2 円（対前年比皆増）

ⅳ　地方自治法第 236 条第 1 項（時効 5 年）の規定に基づくもの
・保育所運営費負担金（保育料）　1 件　31,400 円（97.1％減）

ⅴ　介護保険法第 200 条第 1 項（時効２年）の規定に基づくもの
・介護保険料　　402 件　2,816,129 円（対前年比皆増）

計　525 件　11,629,403 円（対前年比－3,136,453 円 21.2％減）

（３）財産管理、施設管理事務

①　財産管理について

里道等の普通財産の払い下げが行われた。今後も普通財産のうち払い下げ等可能な物件は、財産処分を進めるべきである。

②　施設管理について

全体的に建物及び周辺整備については、良好な状態で管理されているが、一部施設において、管理が行き届いていない施設もあった。

（４）その他の事項

帳票、帳簿類については、その都度、担当者に改善を指導した。

（別表）

監　査　の　実　施　日　程

| 期　日 | 午　　前 | 午　　後 |
|---|---|---|
| 7 月 8 日（火） | 議会事務局・会計課 | 町づくり推進課 |
| 7 月 9 日（水） | 福　　祉　　課 | |
| 7 月 10 日（木） | 保健センター・包括支援センター・南町民センター | |
| 7 月 11 日（金） | 教育課（図書館含む）・給食センター | |
| 7 月 14 日（月） | 第一小学校・第二小学校・第三小学校・第四小学校・中学校 | |
| 7 月 15 日（火） | 住　　民　　課 | |
| 7 月 16 日（水） | 建　　設　　課 | |
| 7 月 18 日（金） | 延寿荘 | ＊出先機関等（下記のとおり） |
| 7 月 22 日（火） | 総　　務　　課 | |
| 7 月 24 日（木） | 経済課・農業委員会事務局 | ※施設監査（下記のとおり） |

＊出先機関等：海洋センター・浄化センター・ふれあい広場・交流センター・定住促進住宅・火葬場

※施設監査：農就センター・農村広場

# 平成２６年度第二回定期監査結果報告書

地方自治法第１９９条第１項、第３項、第４項及び南関町監査委員に関する条例第２条第１項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

記

１．監査の期日

平成２７年１月２１日から２月１２日までの間において、１４日間にわたり別表「監査の実施日程」のとおり実施した。

２．監査の対象

(1)　事項及び範囲

(ｱ)　平成２６年度予算の執行状況及び諸帳簿の整理状況について

(ｲ)　平成２６年度（１月～３月）主な事務事業の執行計画について

(ｳ)　施設の管理状況について

(ｴ)　その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

(2)　提出資料

(ｱ)　平成２６年度予算執行状況に関する調（様式１号・様式２号）

(ｲ)　平成２６年度（１月～３月）主な事務事業の執行計画調（様式５号）

(ｳ)　平成２６年度予算の流用・充用に関する調（様式６号）

(ｴ)　その他必要と思われる説明資料

(ｵ)　収入未済額（滞納状況）調（但し、該当する課のみ）

３．監査の重点

(1)　歳入、歳出は適正に事務処理されているか。

(2)　予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか。

(3)　関係諸帳簿は整理されているか。

(4)　施設の管理運営は適正になされているか。

４．監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では未収金の収納時期等、歳出については、執行率７５％以下の科目について監査対象課等の担当者より詳細な説明を受けた。併せて今後の決算見込みについて、事務事業の執行計画を基に説明を受けた。

５．監査の結果

今回実施した定期監査の結果は、概ね良好な事務処理がなされていると認められた。

尚、区長報酬については、地方自治法第１９９条の２の規定により、議

選監査委員のみの監査となった。

国・県からの交付金も財政上厳しさを増しており、町税等の自主財源の確保に取り組まねばならない。

町税等の収納率も前年度と大差なく、年度末に向けより一層の向上に取り組むべきである。尚、国民健康保険特別会計は、財政的に厳しさを増し危機的な状況にあり、平成２７年度から保険税の増額が決定され、改善への取り組みが図られた。しかしながら、依然として厳しい状況に変わりはなく、保険給付費の減少対策等への取り組み強化を図られたい。

（１） 共通的事項

① 滞納金の整理について

平成 26 年 12 月 31 日現在における町税等の滞納繰越分収入未済額は、88,351,172 円（前年同期 107,862 千円）となっている。

担当課においては、滞納処分等により収納努力が伺える。しかしながら滞納額は高額であり、現年度分の収納率向上と併せて滞納額の削減を図る必要がある。

② 流用・充用について

流用・充用については、減少傾向となっており、内容についても緊急を要するものであった。

（２） 財産管理・施設管理事務

各施設について、概ね良好に管理されている。しかし、一部施設において補修・改修等を要するものが見受けられた。

## （別　表）

### 監　査　の　実　施　日　程

| 期　　日 | 午　　前 | | 午　　後 |
|---|---|---|---|
| １月２１日（水） | 議会事務局 | 会計課 | 南町民センター |
| １月２２日（木） | 空き日 | | |
| １月２３日（金） | 第一小学校 | | 第二小学校 |
| １月２６日（月） | 教　育　課（図書館） | | |
| １月２７日（火） | 第三小学校 | | 第四小学校 |
| １月２８日（水） | 給食センター（含む検食） | | 中　学　校 |

| | | |
|---|---|---|
| １月２９日（木） | まちづくり推進課 | 農業委員会 |
| １月３０日（金） | 福　祉　課 | |
| ２月　２日（月） | 福　祉　課 | 地域包括支援センター・保健センター |
| ２月　３日（火） | 空　き　日 | |
| ２月　４日（水） | 養護・特老ホーム・デイサービスセンター | |
| ２月　５日（木） | 住　　民　　課 | |
| ２月　６日（金） | 経　　済　　課 | |
| ２月　９日（月） | 建　　設　　課 | |
| ２月１０日（火） | 総　　務　　課 | |
| ２月１２日（木） | 総　務　課 | 監査結果取りまとめ |